

令和4年度 地方分権改革に関する提案募集
実現した本県提案の概要

◆現状:

- ・都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。
- ・本計画に記載することで、対象事業の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。
- ・都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

◆支障事例:

- ・計画に記載する全事業について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、労力を要している。
- ・計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。

⇒【提案】

- ・整備に係る緊急性の判断は都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。
- ・計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。

◆国の対応方針【令和4年度中に対応(通知)】

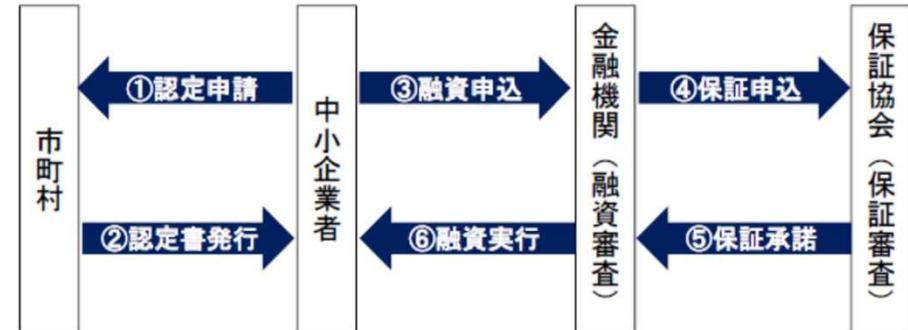
- ・協議手続を簡素化、協議窓口を内閣府に一元化(令5～) ※大臣協議は存続
- ・毎年の進捗状況調査を廃止し、必要な場合に限り実施(令4～)

◆現状:

・セーフティネット保証、危機関連保証制度では、**市町村長が特定中小企業者又は特例中小企業者を認定する。**

- 特定中小企業者: 経営安定関連保証
 (突発的な災害や取引先の倒産、全国的な不況等の影響)
- 特例中小企業者: 危機関連保証
 (内外の金融秩序の混乱等に伴う著しい信用収縮の影響)

[保証業務の流れ]



◆支障事例:

- ・令和2年2月以降の**コロナ緊急融資の申込殺到**により、密を避けるべき状況下において、全国的に**地方公共団体窓口の混乱**が問題となった。
- ・証明書発行を受けるまでに、**来庁または郵送で申請する必要があり、事業者にとって負担**となっていることに加え、**融資手続の停滞や融資実行の遅れ**が生じている。

⇒【提案】

- ・認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、**国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備・導入**し、認定申請及び市町村における認定に係る事務手続きのオンライン化を求める。

◆国の対応方針【令和5年度の手続までにオンライン化】

- ・プロトタイプ of 構築による実証事業を通じて検証し、令和5年度から実装

◆現状:

- ・都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」(都道府県方針)を、定めることができる(任意)。
- ・都道府県方針に基づき、都道府県は「過疎地域持続的発展都道府県計画」を、市町村は「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。

◆支障事例:

- ・都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。

過疎地域持続的発展方針	過疎地域持続的発展計画
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が行う過疎対策の大綱 ・市町村が計画を策定する際の指針となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が過疎地域の市町村に対して講じようとする事業を記載 ※市町村も計画を策定

⇒【提案】

- ・都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。

◆国の対応方針【令和7年度を目途に対応(通知)】

- ・過疎方針と都道府県計画を同時または一体的に策定する場合の留意事項を通知 (令和8年度以降の次期方針及び計画策定に向けた負担を軽減)

◆現状:

・都道府県及び市町村が実施する、地域の特性に応じた効率的な自殺対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的として、地域自殺対策強化交付金が交付されている(市町村に対しては、都道府県を経由する間接補助)。

◆支障事例:

- ・複数の事業を実施する場合、事業ごとに計画書・報告書を作成し、共通項目を都度記載する必要がある。 ※R3年度事業計画書提出数:260事業(41市町)+11事業(県)
- ・記載項目が多岐にわたる上、事業予算との関連が薄いと思われるものもあり、事務負担が大きい。都道府県では市町村からの書類確認・集約事務に相当な時間を割いている。
- ・電子データとともに紙媒体の提出が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている。

⇒【提案】

- ・申請書類を簡素化する(下記①~③)とともに、電子データのみでの提出とすること。
 - ①記載項目の削減(特に継続事業)
 - ②計画書・実績報告書を同一様式にする
 - ③複数事業を一括で記載できる様式にする等

◆国の対応方針【令和4年度中に検討】

- ・実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討

◆現状:

・社会福祉施設に関する調査は、**統計法に基づく一般統計調査**として、都道府県・指定都市・中核市を対象に、**社会福祉行政運営のための基礎資料を得る**ことを目的として実施されている。

[社会福祉施設に関する主な調査等]

- 社会福祉施設(県内社会福祉施設全般)
 - ・社会福祉施設等調査(毎年度)
 - ・介護サービス施設・事業所等調査(毎年度)
 - ・福祉行政報告例(毎年度) 等
- 保育所(県内保育所、認定こども園)
 - ・福祉行政報告例第54、54表の2(毎月)
 - ・地域児童福祉事業等調査(対象毎に3年周期で実施)等

◆支障事例:

- ・人員体制の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の傍ら、**多数の調査内容を都度理解し、数値を集計、回答票を作成・報告することは大きな負担**となっている。
- ・対象施設・事業所の精査や報告の**とりまとめを行う地方公共団体の負担**も大きい。

⇒【提案】

- ・以下のとおり**社会福祉施設に関する調査等の簡素化**を行うこと。
 - ①内容に重複が見られる調査の整理・統合(施設数・定員・従事者数等)
 - ②調査頻度の削減及び調査時期の統一(年度報告調査の統一等)
 - ③オンライン化の推進と基本情報入力の簡素化

◆国の対応方針【令和4年度中に検討】

- ・介護サービス施設・事業所調査のオンライン化を拡充(令5～) ※調査の整理・統合はなし
- ・福祉行政報告例の月報は年度報化に向けて検討 など

◆現状:

・都道府県は、農林水産大臣が定める「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に調和することを条件に、「酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画」を策定することができる(任意)。

[酪農・肉用牛生産近代化計画]

生乳の生産数量目標や肉用牛の飼育頭数目標、経営方式、合理化等について記載

◆支障事例:

・計画作成要領で規定されている様式は、項目が細かく全国画一的に設定されており、特に「近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標」等は目標を策定するため、現状分析、検討委員会で審議等に多大な労力と時間を要している。

・計画を策定するに当たり、都道府県知事は農林水産大臣、市町村長は都道府県知事との協議が必須となっている。

⇒【提案】

・要領で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。

・策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。

◆国の対応方針【令和7年度中に対応(要領改正)】

- ・様式の簡素化を行い、参考様式として位置付ける ※大臣・知事協議は存続
- ・必須項目の精査を行うとともに、既存計画による代替も可能とする

◆地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止

【提案】事業の目的等に影響を与えない軽微な変更に係る報告を不要化

⇒報告基準や事務手続等を見直す方向で検討 ※軽微変更報告の廃止には言及なし

◆私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し

【提案】私立認定こども園等における障害児の受入支援に係る国庫補助制度を一本化

⇒事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、令和4年度中に周知

※国庫補助の制度見直しには言及なし

◆新型コロナウイルス感染症患者の法第19条の規定による入院に関する事項等の見直し

【提案】入院の対象者の現在地ではなく、居住地を管轄する知事等による対応を原則化

⇒現在地を管轄する知事等と居住地を管轄する知事等で柔軟に調整できることを明文化

※現在地を管轄する知事による対応は継続

◆自動車NOx・PM法の規定による特定事業者の要件緩和(自動車使用管理計画)

【提案】計画の対象となる「特定事業者」の要件(自動車の使用台数)を、現行の30台から大規模事業者(200台以上)に緩和

⇒排出量算定に係る計画・報告の項目を削除、大気汚染物質を排出しない車両(EV等)を計画・報告の対象から除外 など

※特定事業者の台数要件の緩和(30台⇒200台)は不可